

株 主 各 位

東京都渋谷区神宮前1丁目5番1号

セコム株式会社

代表取締役社長 伊 藤 博

第53回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第53回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第53期（2013年4月1日から2014年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第53期（2013年4月1日から2014年3月31日まで）計算書類報告の件
- 本件は、上記の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、第53期の期末配当金は、前期の105円から10円増配し、1株につき115円と決定いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。変更内容の概要は次のとおりであります。

- (1) 株主総会および取締役会の招集権者と議長に関する規定について、株主総会および取締役会の運営に柔軟性を持たせるための所要の変更を行いました。
- (2) 株主の皆様への利益還元のための機会を充実させるため、取締役会の決議による剰余金の配当（中間配当）を行うことを可能にするための所要の変更を行いました。

なお、「定款変更新旧対照表」は裏面のとおりであります。

第3号議案 取締役11名選任の件

本件は、取締役に飯田 亮、前田修司、伊藤 博、中山泰男、安齋和明、中山潤三、古川顕一、吉田保幸、布施達朗、廣瀬篁治および澤田貴司の11氏が再選され、それぞれ就任いたしました。

なお、廣瀬篁治および澤田貴司の2氏は、会社法に定める社外取締役であります。

定款変更新旧対照表

(下線は変更部分を示します。)

変 更 前	変 更 後
<p>(総会の招集権者)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役会の決議によって取締役社長が招集する。</p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>(総会の議長)</p> <p>第15条 株主総会においては、取締役社長が議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p>(取締役会の招集権者)</p> <p>第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。</p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>(取締役会の議長)</p> <p>第28条 取締役会においては、取締役社長が議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第48条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第49条 (条文記載省略)</p>	<p>(総会の招集権者)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役会の決議によって<u>取締役会長または取締役社長</u>が招集する。</p> <p>② <u>取締役会長および取締役社長</u>のいずれにも事故があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>(総会の議長)</p> <p>第15条 株主総会においては、<u>取締役会長または取締役社長のうち、取締役会の決議によってあらかじめ定めた取締役が議長</u>となる。</p> <p>② <u>取締役会長および取締役社長</u>のいずれにも事故があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p>(取締役会の招集権者)</p> <p>第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長または取締役社長</u>が招集する。</p> <p>② <u>取締役会長および取締役社長</u>のいずれにも事故があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>(取締役会の議長)</p> <p>第28条 取締役会においては、<u>取締役会長または取締役社長</u>が議長となる。</p> <p>② <u>取締役会長および取締役社長</u>のいずれにも事故があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第48条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>② <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第49条 <u>当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第50条 (条数の繰り下げ、条文は現行どおり)</p>

期末配当金のお支払いについて

第53期期末配当金を、次のとおりお支払いいたしますので、ご案内申し上げます。

1. 口座振込をご指定の方には、「期末配当金計算書」および「配当金振込先のご確認について」を同封いたしましたので、ご確認ください。
2. 口座振込をご指定されていない方は、同封の「第53期期末配当金領収証」により、お近くのゆうちょ銀行または郵便局で払渡しの期間内(2014年6月26日から2014年7月31日まで)にお受取りください。